

授業料の減免等についての取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、三重県農業大学校条例（昭和61年3月31日三重県条例第5号、以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、三重県農業大学校の授業料の減額、免除（授業料の一部免除することを「減額」、全額免除することを「免除」といい、以下、二つをあわせよぶときは「減免」という。）及び徴収猶予について、必要な事項を定めることを目的とする。

(減免の対象学生)

第2条 授業料の減免を受けることのできる学生は、知事が大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号、以下、「修学支援法」という）第8条第1項の規定により授業料等減免対象者として認定した者、及び本人または学費を負担する者が経済的理由等により、条例第7条第2項に定める納付期限までに授業料を納付することが困難と認められるもので、かつ最短在学期間で卒業できる見込みがある学生とする。

(徴収猶予の対象学生)

第3条 授業料の徴収猶予を受けることのできる学生は、本人または学費を負担する者が不慮の災害その他経済的理由等により、条例第7条第2項に定める納付期限までに授業料を納付することが困難と認められるもので、分割または別に定める期日までに納付する方法により、授業料を納付することができると認められるものとする。

(減免及び徴収猶予の期間及び額等)

第4条 授業料の減免及び徴収猶予の期間及び額は次のとおりとする。

一 減免の期間は条例第7条第2項に定める前期、後期の半年毎とし、減免の額は次のとおりとする。

なお、減免の期間は最短在学期間で卒業できる期間以内とする。

イ 免除 同条第1項に掲げる授業料年額の2分の1の額

ロ 減額 同条第1項に掲げる授業料年額の2分の1の3分の2又は2分の1の3分の1の額

二 徴収猶予の場合は、条例第7条第1項に掲げる授業料年額の12分の1の額を毎月納付、または翌年3月31日までに納付のいずれかとする。

(減免及び徴収猶予の申請期限)

第5条 授業料の減免及び徴収猶予（以下「減免等」という）の申請期限は、次のとおりとする。

条例第7条第2項に規定する納付期限	申請期限
4月末日	4月20日
10月末日	9月末日

(減免等の申請手続)

第6条 授業料の減免等を受けようとする学生は、授業料減免（猶予）申請書（様式1）に、家庭状況調書（様式2）及び申請書に記入した申請理由の発生を証明する書類を添え、前期、後期それぞれの授業料減免等の申請期限までに学校長に提出しなければならない

ない。

(減免等の基準)

第7条 授業料を減免または徴収を猶予することができる学生は、次のうちいずれかに該当する者とする。

一 免除

- イ 修学支援法第8条第1項の規定による授業料等減免対象者
- ロ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者と同一世帯に属する学生
- ハ 学生と大学等における就学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第6号、以下、「施行規則」という)第10条の4に規定する生計維持者の、地方税法(昭和26年法律第226号)第294条の規定による市町村民税の所得割額の合算額が100円未満となる学生
- ニ 申請期限前1年以内に、災害により家屋が半壊又は半焼以上の損害を受け、授業料の納付が困難となった世帯に属する学生
- ホ その他の事情により、ロと同程度に生活が困窮している世帯に属する学生

二 減額

- イ 修学支援法第8条第1項の規定による授業料等減免対象者
- ロ 学生と生計維持者の、地方税法(昭和26年法律第226号)第294条の規定による市町村民税の所得割額の合算額が知事の定める額未満であり、前号ロに該当しない学生
- ハ その他の事情により、ロと同程度に生活が困窮している世帯に属する学生

三 徴収猶予

学資負担者の死亡、不慮の事故、失業により授業料の納付が困難となった場合

(減免等の申請に必要な証明書類)

第8条 授業料の減免等の申請に必要な書類は次のとおりとする。

一 減免

- イ 修学支援法第8条第1項の規定による授業料等減免対象者であることを証する書類の写し
- ロ 生活保護法による扶助を受けているときは、学生が属する世帯の生活保護証明書(福祉事務所長が発行するもの)
- ハ 生計維持者の市町村民税の課税証明書(市町村長が発行するもの)、及び、学生とその生計維持者の資産の申告書(別添1)
- ニ 災害等による家屋被害のときは、学生が属する世帯の罹災証明書(市町長等が発行するもの)
- ホ その他必要と認められる書類

二 徴収猶予

雇用保険受給者証の写し等、申請理由の発生を証明する書類

(減免等の決定)

第9条 学校長は第6条の申請を受理し、第7条の基準により減免等の審査を行い、その結果を申請者に授業料減免(猶予)許可書(様式3)により、通知するものとする。

(決定の取り消し)

第10条 学校長は、授業料の減免等を決定した学生について、当該減免等にかかる期間内において減免等の理由が無くなったとき、または申請の理由に関し虚偽の事実が判明したときは、これを取り消すことができる。

(その他)

第11条 修学支援法第8条第1項の規定により授業料等減免対象者として認定された者における第5条から第10条の規定は、同法に準じて読み替えを行うものとする。

第12条 この要領に定めるもののほか、事務の取り扱い等について別に必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年4月2日から施行する。

この要領は、平成24年3月1日から施行する。

この要領は、平成30年3月1日から施行する。

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

この要領は、平成31年2月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月10日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年7月19日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

様式 1

授業料減免（猶予）申請書

令和 年 月 日

三重県農業大学校長 あて

申請者：養成科 課程 専攻 年

学生氏名

生計維持者住所

生計維持者氏名

（学生との続柄： ）

令和 年度（前期・後期）の農業大学校授業料について、下記の理由により（免除・減額・猶予）を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

減免等の内容 免除・減額・猶予（ 分割・ 年 月 日までに納付）

理由（詳細に記入のこと）※

※記載した理由にかかる、次の証明書を添付してください。

1 減免の場合

ア 給付型奨学金を受けているときは、給付型奨学生証の写し

イ 生活保護法による扶助を受けているときは、学生が属する世帯の生活保護証明書（福祉事務所長が発行するもの）

ウ 生計維持者の市町村民税の課税証明書（市町村長が発行するもの）、及び、学生とその生計維持者の資産の申告書（別添1）

エ 災害等による家屋被害のときは、学生が属する世帯の罹災証明書（市町長等が発行するもの）

オ その他必要と認められる書類

2 徴収猶予の場合

雇用保険受給者証の写し等、申請理由の発生を証明する書類

様式3

授業料減免（猶予）許可書

（申請者） 様

年 月 日で申請のあった授業料減免（猶予）申請は以下の条件で許可
します。

許可条件：申請年次の期限り 免除・減額・猶予（ 分割・ 年 月 日までに納付）

年 月 日

三重県農業大学校長

印

以下の場合には別途指示する方法で許可条件の変更を行う。

申請の理由が解決した場合には、翌月より許可条件を適応しない。

虚偽の申請と認められる場合には、申請時にさかのぼり不許可とする。

資産の申告書

学生名氏名：

生計維持者氏名：

令和 年 月 日現在、学生とその生計維持者の保有する資産の合計額は、下記のとおりです。

記

1. 生計維持者が2人の場合

2,000万円以上

2,000万円未満

2. 生計維持者が1人の場合

1,250万円以上

1,250万円未満

※いずれかにを入れてください。

※対象となる資産：大学等における修学の支援に関する法律施行規則第10条第2項第3号ロに定めるもの（現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券）